

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年7月25日(木) 午前9時30分から11時20分

2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (0人)

欠席者

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

報告第 4号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 16 号 農用地利用集積計画について
議案第 17 号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。本日は西橋さんが少し遅れると連絡がきております。ただ今より平成 25 年度第 4 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 7 番委員にお願い致します。

憲章朗唱（7 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。干ばつが続いておりまして、あちこちから「水が不足だ。」という声が聞こえておりますが、どうやら空模様が変わり目になってきているようで期待をしておるところでございます。しかし昔の方は「干ばつに不作なし。」という言葉を残しております。実りの秋は、結果は、決して悪い方向にはいかないだろうというふうに楽観しているところです。

話は少し変わりますが、私たち農業委員は 3 年間という期限付きの役職をもらっておりますが、残り 1 年をきりました。それぞれ地域での自分たちの役割、あるいは目標を設定して活動に臨んでいると認識しているところがございます。残り 1 年間で、やり残していること・地域の耕作放棄地の解消なり、農地法に照らし合わせたときの是正といいますか、指導といいますか。そういう部分の整理もきちっとしていただきたいと思っているところです。

本日の案件は決して多くはございませんが、熱心なご審議をよろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 13 番委員・14 番委員にお願いをいたします。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次の通り合意解約の通知があったので報告する。

整理番号 3 番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人・[]、貸人・[]。土地の所在：[]、田、[]^{m²}。畑総の仮地番 []、田、[]^{m²}。2 筆の合計面積が []^{m²}です。貸借期間：平成 [] 年 [] 月 [] 日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までの [] 年間。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約申し入れをした日・賃貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 [] 年 [] 月 [] 日。賃貸借の合意による解約をした日：平成 [] 年 [] 月 [] 日。土地の引き渡し時期：平成 [] 年 [] 月 [] 日です。

この合意解約については、農地集積試案事業による奨励金の補助を受けており、解約すると奨励金を返金しなければならないという話をして説得しましたが、どうしても本人が「果樹を植栽したいので解約したい。」ということでした。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さんの方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

貸人は親父さんの時代から [] の下に果樹を 5・6 反歩作っておったんですけども、老木化してだいぶ枯れてきております。サルの多いところで、[] に 1 反歩ほど果樹を植えておりますけども、そこがなかなか良いということで、タンカンを植えなすんだと思います。従来の園は半分以上枯れておるようで、本人は畑総のあったあの辺に移した

○番（農 業 委 員） いろいろです。 以上です。

会長

私の方からも一言。事務局からありました“仮地番”ですが、
■■■■・■■■■におきまして事業したところが確定換地の作業が進んで
おりまして、今週法務局が処理を進めるんじゃないかと思えます。

法務局から新しい地番を県の方に送付される予定になっているとい
うことです。ですから来月あたりからは、当たり前の地番がもらえるの
ではないかと思えます。

報告第4号はよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

続きまして議案第14号。農地法第3条の規定による許可申請につい
て事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第14号。農地法第3条の規定による許可申請について、次の通
り許可申請があったので議決を求める。

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：
譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■
■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：果樹と
野菜を1月から12月です。事由：規模拡大。権利の設定・移転を受け
る者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が■■■■㎡。■■■■㎡
とありますけども、内■■■■㎡は地目が山林の農地です。経験年数：申
請人・40年、妻・40年。農機具等の保有状況：草払機・2、動噴・1、
選果機・1、運搬機・1です。非耕作地はありません。周辺地域との関
係につきまして『特に支障はないと思えます。』ということです。地域
との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的
に協力いたします。』ということです。

申請人はポンカン・タンカンを植栽しておりまして、今回集落内に自
家用野菜栽培用に購入するものです。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えております。 以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は■■■■の方ではポンカン・タンカン・野菜など中心的に農業を
されている方です。有機栽培をしております、一生懸命取り組んでお
られます。譲渡人は高齢ではありますが、健康でありまして意欲的に農
業されております。その中での売買ということで、全て問題ありません。

6ページに航空写真があります。上が新県道、下が旧県道で右が■■■■、
左が■■■■方面です。■■■■の旧県道脇に申請地とあります。申請人の家が
近いということで、ここで野菜を作りたいということです。

現地調査で話を聞いてまいりましたが、2人とも20代から集落内で
農業をされている方で、経験はございます。機械についても選果機等持
っておられます。労働力も奥さんと2人でやっておりますし、休みの日
には長男も手伝っておりますので、十分あります。効率利用につきま
しても、事務局から説明があったように、非耕作地はございません。近く
に畑を持てるということで非常に喜んでおられます。常時従事日数につ
いても、問題ありません。経営面積も問題ありません。

第3条第2項各号とも、問題ございません。 以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

この申請地の■■■■㎡は段々ですか？1面ですか？

○番（農 業 委 員）

段々になっています。

会長

他に皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

それでは整理番号3番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号3番は許可することに決定します。

議案第15号。農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第15号。農地法第4条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので議決を求める。

整理番号2番。申請人：[]。土地の所在：[]、畑、[]㎡、[]、畑 []㎡。2筆の合計面積が []㎡です。利用状況：山林（クヌギ）。農用地区分といたしまして第2種農地、都市計画区域です。事由『昭和58年頃より、シイタケの原木にするため、クヌギを植えている。』ということです。転用目的及び事業計画：山林・クヌギが []本で []㎡ということです。

申請地は []近くの []から山側に直線距離で約 []mに位置し、周辺は山林化しているところです。

[]は昭和 []年 []月に、[]は平成 []年 []月に、それぞれ贈与で所有権を移転しております。

始末書によると昭和58年ごろから畑周辺に少しずつ植栽をしていたということです。添付の航空写真を見ると、最近まで耕作されていたような様子が見受けられます。周囲の状況や年齢的なことを考えると、クヌギを植栽し、管理されれば有効活用になると思われ、また周辺の農地に影響も少ないことから転用についてはやむを得ないと思われ、なお農地区分については、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

昨日現場の確認と、本人とも会って話をしてきました。親父さんの相続で受けたらしいんですが、[]に勤めておって農業はできなかったと。そしてこの申請地に行くのに、当たり前前の道がないです。畑として復元するのは難しいと思いますし、クヌギの植栽をしてキノコを作るのに使えばと思います。ここを農地としても、シカ・サル被害も多いと思われ、周辺は []さんが茶を栽培しておられますけども、茶に関してはシカ・サルは関係ないということです。この申請地については致し方ないのかなと思います。以上です。

会長

整理番号2番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

○番（農業委員）

シイタケ栽培のためのクヌギを植えているということですが、それは農地としての活用じゃダメなんですか。山林に変えないと。

会長

以前に []でクヌギ栽培ができないかと相談され、私どもも県の方に問い合わせたんですが、クヌギの植栽ということになると、山林への転用が必要だという答えがありました。

他にございませんか。皆さん方のご意見無ければ整理番号2番について申請を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

それでは整理番号2番は同意することに決定いたします。

続きまして議案第16号。農用地利用集積計画について事務局から説

会長

事務局長

明をお願いします。

議案第 16 号。農用地利用集積計画について、経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。
整理番号 7 番、8 番は譲受人が同一ですので、一括して説明いたします。

整理番号 7 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[]、譲渡人・[]。土地の所在：[]、畑、[]。他 1 筆。2 筆の合計面積が [] m²。農用地区域内。内容：茶。移転時期：平成 [] 年 [] 月 [] 日。対価：[] 円。1 反当たり [] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²、合計面積が [] m²です。従事日数：240 日。農機具等の保有状況といたしまして、荒茶工場・1、乗用摘採機・4、乗用管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・4、ライトバン・1、スプリンクラー・1です。

整理番号 8 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[]、譲渡人・[]。土地の所在：[] 他 15 筆。畑。16 筆の合計面積が [] m²。農用地区域内。内容：茶。移転時期：平成 [] 年 [] 月 [] 日。対価：[] 円。以下は整理番号 7 番と同じですので省略いたします。

譲受人は農業生産法人の認定農業者です。したがって、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の各要件を満たしていると判断いたします。なお整理番号 7 番と 8 番は対価に倍以上の差がありますが、植栽されている品種や茶園の管理状況等により金額の違いが出てきたと思われます。以上です。

会長

○番（農業委員）

整理番号 7 番・8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

整理番号 7 番の譲渡人は [] 退職後、お茶農家として 20 年ほど頑張っておられたんですが、年齢的に体が動かなくなってきたということで、娘さんがおられるんですが、[] におりまして屋久島に帰ってくる意思はないということですので、今回 [] さんに買っていただくという話のようです。

16 ページの航空写真をご覧いただきたいんですが、[] を上がってきて、[] をまだあがったところにあります。

とても良い茶園でありまして、荒茶加工場のすぐそばにある茶園は [] の畑で、近所にまた茶園が増えるということで作業効率も良いと思われま。このままほっておいたら 2・3 年で山林化してしまいますので、良いと思います。

整理番号 8 番については、譲渡人の兄の持ち物だったんですが、昨年末急死いたしましたして、妹さんが相続したということですが、本人は農業の経験もないし、意欲もないということで [] に買ってもらうという経緯です。

対価につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、品種と管理状況で差が出ているということです。

17 ページの図面で場所の説明をいたします。左が []、右が [] 方面でして、右上の丸い場所は [] をしていたところです。そこから山手に少し上がったところの 1 区画に 16 筆ございます。[] さんは [] にも作業に来ておられますので、効率的にも良い形だと思います。

地元委員といたしましては、何の問題もなく売買成立していただいて、完了していただきたいと思。以上です。

会長

整理番号 7 番 8 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農 業 委 員）

7番の土地なんですけども、造成から始めましてやっと茶ができて商品になって。という時に奥さんが倒れられて、1人じゃ手が回らないということから、話がありました。8番の譲渡人は姪っ子なんですね。そういう関係で、一緒に相談しようという話があったそうで、今回上がってきている状況です。いろいろなことが重なって、手放すことはやむを得ないということですので、仕方ないと思います。

○番（農 業 委 員）

8番の方は、2筆の地目が宅地になっていますけども。

事務局長

7番の■■■さんの土地も地目が山林になっているんですけども、これは6月に、おそらく話し合いが決まってから地目の変更を登記しているはずです。畑に地目を変更してください。

会長

他にご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号7番・8番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番・8番は計画を認めることに決定いたします。

続きますして整理番号9番です。

事務局長

整理番号9番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人・■■■、貸人・■■■。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域。作物：ウコン。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの1年間。借料：年間■■円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況：主な経営作物：バレイショ・サツマイモ・サトイモ・ウコン。経営面積：所有面積が■■■㎡、借地が■■■㎡。合計面積が■■■㎡です。従事日数：300日。農機具等の保有状況といたしまして軽トラック・2、トラクター・5、動噴・1、刈払機・2です。

再設定であります。7月末で1年の貸借期間が終了いたしますので、再度契約を更新いたします。

譲受人は認定農業者であります。したがって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号9番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

貸人は■■■で■■■をされている方です。■■■近くに相続しました土地が約1町歩ありまして、果樹の手入れもしっかりやっておりますけども、なかなか畑まで手が回らないということで、■■■さんに貸しております。■■■さんも問題ない方です。

場所は18ページになりますが、この地区は畑総で上・下整備されております。以上です。

会長

皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号9番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号9番は計画を認めることに決定いたします。

続きますして19ページ。議案第17号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 17 号。非農地証明願いについて、次の通り非農地証明願いがあつたので議決を求める。

今回 5 件の申請があがってきているんですが、4 件が 3 条許可後、何もしないまま非農地としてあがっています。

大変心苦しいところではあるんですが、ご審議よろしく願いいたします。

整理番号 7 番。申請人：[]、代理人・[]。土地の所在：[]、畑、[] m^2 。他 1 筆。2 筆の合計面積が [] m^2 。農地の区分につきましては第 2 種農地、都市計画区域。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『昭和 59 年頃より耕作が放棄され、現在は山林となっている。』ということです。

備考欄を見ていただくと昭和 [] 年に [] 条許可をもらって贈与という経緯が伺えます。

申請地は [] 上り口近くの [] より [] 側に位置し、今回の農振見直しにより農用地区域から除外されたところです。

以前から話があつたのですが、農用地区域だということで申請できず、今回上がってきました。長年耕作放棄され山林状態であります。非農地にすることにより周辺に影響はないと思われ、非農地とすることはやむを得ないと判断されました。 以上です。

会長

整理番号 7 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は [] で [] をやっております。[] の [] のとなりに位置します。下の [] は杉と竹林、[] は中に入れば若干ミカンの木が見えますけども、杉で覆われておりました。旦那さんの親父さんがミカンを作っておったんですが亡くなられて、後継者であった旦那さんも早くに亡くなられています。奥さんが相続を受けて非農地の申請です。非農地にしても周囲に影響のある場所ではないですので、やむを得ないと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

ご意見無ければ、整理番号 7 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 7 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 8 番です。

事務局長

整理番号 8 番。申請人：[]、代理人・[]。土地の所在：[]、畑、[] m^2 。他 1 筆。2 筆の合計面積が [] m^2 。農地区分につきましては第 2 種農地・都市計画区域であります。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『取得当時から木・岩などがあり、開拓が困難であった。そのため現在も手を付けられず農地としては不適の為。』ということです。

申請地は [] の [] の山手側に位置し、平成 [] 年 [] 月 [] 日に 3 条許可で 9 筆、[] m^2 取得したその一部で、その後病気により営農ができないということで、平成 [] 年 [] 月 [] 日から [] 年計画で [] の [] 氏に賃貸借し、平成 [] 年 [] 月に合意解約をしたところです。平成 [] 年 [] 月 [] 日の定例総会において農地法第 3 条許可を受けた分については許可後 10 年間は原則として非農地証明の対象としないとの申し合わせを行っておりますが、申請人は 3 条許可後に営農に励んでいましたが、体調不良により営農できなくなり、申請地は 3 条許可前の状態で山林化しております。許可後 10 年以内ですが情状酌量の余地があるかどうか協議の上判断していただきたいと思ひます。 以上です。

会長

整理番号8番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

■さんは■に勤めておられたんですが、早期退職されて意欲満々で屋久島で農業をしたいということで、いらっしゃいました。土地も■まとめてお買いになり、すぐに造成されて畑にされてきました。私どもが「あんまり力んでされると、続きませんよ。」と言うくらい、頑張っておられました。屋久島にこられてすぐに病気がわかりまして、手術は受けてその後治療されたんですけども、「体調が思わしくない。自身がない。」ということで帰られました。

25 ページの写真を見ていただいて、■から上に上がっていきます。ブルーの屋根が■です。茶色の屋根が■です。■の方に申請地があります。他の土地についてはすぐに畑にされているんですが、この申請地だけは山林状態で手の施しようがないということで、残されていたようです。■さんに貸される時も、ここを畑として使って下さいというわけではなく、こちら周辺をまとめて契約されていたんだと思います。■さんが買われる前から手が付けられる状態ではなく山林化しておりましたので、今回の申請はやむを得ないのかなと思っております。 以上です。

会長

整理番号8番について、事務局から提案がございました『許可後10年経過していない。』ということに対する皆さんのご意見も含めてご質問等いただきます。 いかがでしょう。

○番（農業委員）

体力の限界ということですので、しょうがないんじゃないですかね。

○番（農業委員）

非農地にして、ほかに計画が何かあるんですかね。全然計画がなくて非農地にするんですか。計画があるんですしたら、4条か5条でされた方が。

○番（農業委員）

今のところ、計画等はないです。ただ、畑として残すよりは転用したいという本人のご希望でした。でも「10年経っていないから、難しいですよ。」というのもお話しているんですけども、本人は■の方におりますので、「ここだけでも非農地としてもらえたら助かります。」ということでした。

○番（農業委員）

今、遊休地対策とかいろいろある中で、これをそのまま畑と残して指摘されるより、いろいろな事情があることだと思うんですけども。畑に復元できるような状態でしたら、話は別ですけども、今回の話を聞く中では、畑として売れる状態ではないようですし、非農地にしておくと、何らかの形で土地を動かすこともできるんじゃないかなとも思います。周囲も山林状態ですので、認めていいのではないかと思います。

会長

取得をしたのが平成■年ということで、まだ10年経っておりませんが、『本人が体調を崩して農業経営が困難になったという“特段の理由”を認めたらうえて、非農地として認める。』ということでもよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

それでは整理番号8番について非農地として認めることに決定いたします。

整理番号9番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号9番。申請人：■。土地の所在：■
■、畑、■㎡。第2種農地、都市計画区域。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『本農地は相続により取得したものであるが、相続前から面積■㎡の狭隘地であったため、農地として耕

事務局長

茂っております。周辺に農地は無く、非農地とすることはやむを得ないと判断されました。 以上です。

会長

整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農 業 委 員）

場所的には竹林・杉・雑木があって、畑に復元しても畑にならないだろうと思います。遊休地の解消も含めて、このような場所は認めていくべきだと私は個人的に思います。 以上です。

会長

整理番号 10 番について皆さん方からご質問等ございませんか。
ご意見・ご質問等無ければ、整理番号 10 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 10 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 11 番。

事務局長

整理番号 11 番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡。第 2 種農地、都市計画区域であります。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『農業の後継者がなく、20 年以上耕作はしておらず、竹林や雑木が繁茂し、農地としての性質を喪失している。』ということです。

申請地は [REDACTED] から川を挟んで南側に位置し、川沿いの細長い土地であります。現状は雑木が生い茂っております。非農地にすることにより周囲に影響もないことから、非農地とすることはやむを得ないと判断されました。 以上です。

会長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農 業 委 員）

現地としては、事務局から説明がありましたように [REDACTED] の脇でして、傾斜になっておりますし、川にもなっています。大昔に畑として使っていたようですけども、耕作されなくなってから 20 年ほどの話じゃないと思います。

本人も [REDACTED] 歳を過ぎておりますし、ここを畑として復元もできませんし、やむを得ないと私は思います。 以上です。

会長

整理番号 11 番について皆さん方からご質問ございますか。
ご意見無ければ、整理番号 11 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 11 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 4 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時20分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

13 番

14 番

平成 25 年 7 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久